

壱岐市農業委員会定例会（平成31年2月）

議 事 録

1. 開催日時 平成31年2月22日（金） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第9号 非農地証明願について
 - 議案第10号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第11号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第12号 平成30年度農用地利用集積計画の承認について（第6回）
 - 議案第13号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について
7. 報告事項 農地改良等届出書について
8. その他

開 会 （ 午前 10：00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻になりましたので、只今より平成31年2月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番 …委員さん、それから…番 …委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいで

しょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いを致したいと思っております。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、4件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

7番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触 字壺岐ノ戸・・・・・・・・ 地目 田 面積 560㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が3,916㎡、畑が1,052㎡、計の4,968㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 自己所有地の横で「わのう」となっており、買い受けて引き続き耕作を行う。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラを所有されてあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が60年、妻42年、子と子の妻共に25年です。通作距離は1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、現在、水稻を作付けてあり引き続き水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月20日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。今、事務局の方から説明があった通りで20日の日に・・・さん立ち会いの下に現地を確認致しました。持ち主の・・・さんも役所退職後、もう農業は全くされていせんし今後もするつもりもないし後継者もないという事で・・・さんに申し出があったので売却をして荒れないようにしてもらった方が良くというような意見でございました。周辺農地への影響もございませんし何ら問題ないと思っておりますので、ご審議の程よろしく願います。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号7番は決定いたします。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、8番 土地の所在

郷ノ浦町大原触	字崎原	・・・・・・	地目	田	面積	9 5 3 m ²
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	9 7 8 m ²
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	2 5 9 m ²
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	3 0 5 m ²
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	1 7 8 m ²
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	1, 0 2 1 m ²

計 田が6筆で3, 6 9 4 m²の持ち分5 / 1 2の所有権移転になります。

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が7, 8 0 3 m²、畑が1, 9 7 1 m²、計の9, 7 7 4 m²です。

申請理由

譲渡人 申請地は代々、・・・家の耕作地である為、・・・家を継承している相手方に自身の持ち分全部を贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具は耕運機、稲刈り機、軽トラックを所有してあります。田植え、稲刈りは、弟さんと甥子さんと一緒にされてあります。農作業暦は本人が60年、弟60年、甥子8年です。通作距離は崎村さんの家の周りの農地であります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、弟さんたちと年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稲・飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

昨年12月の定例会時に・・・氏の持ち分1/4の移転時の折に（12月17日）・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。只今、事務局から説明がありました様に昨年の12月17日に現地確認を致しました。これらの農地は、・・・さんのご主人のおじい様の名義で、今回、相続登記が完了した・・・さんの持ち分につきまして、・・・さんに贈与するという事です。先日2月の18日に・・・さん宅にお伺いして、現在の状況を確認しました。・・・さん本人はご高齢でありますけれども耕作については、・・・さんの弟さんが初山にいらっしゃって甥子さんとこれまで通り牛の飼料とか水稲と一緒にされるという事です。それで大丈夫かと思っておりますが皆さん方のご審議程、宜しくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号8番は決定いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局 はい、9番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 地目 田 面積 805㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が22,741㎡、畑が7,571㎡、計の30,312㎡です。

申請理由

譲渡人 規模縮小の為、耕作者である譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具はトラクター、ディスクモア、ジャイロ、タイヤショベル、軽トラックを所有されてあります。田植機、コンバインは借りてあります。農作業暦は本人が48年、子12年です。通作時間は、車で5分程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稲を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月19日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。譲受人の・・・さん、この2町2反の田んぼの殆どを集積と言いますか半径500mの範囲内に全部集めておられます。それで畑の方はハウスで花を作っておられまして、息子さんと2人で頑張っておられます。譲渡人の圃場も2年位前から作られておりまして何ら問題ないと思います。皆さんご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号9番は決定いたします。

続きまして、10番の説明を求めます。

事務局 はい、10番 土地の所在

石田町池田仲触 字左入道・・・・・・ 地目 田 面積 638㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 1,047㎡

計、田が2筆で1,685㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が6,422㎡、畑が2,341㎡、計の8,763㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないので売却する。

譲受人 自宅近くの農地でもあり、譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、管理機、軽トラックを所有してあります。田植え機、コンバインは共同で利用されてあります。農作業暦は本人が3年、父50年です。通作距離は、遠いもので170m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月19日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 幡鉾です。説明の通り2月19日に現地を確認しました。譲受人の・・・さんは、家族で3年前に帰郷されており、お父さんの指導を受けながら農業に取り組んでられます。申請地はお米を作るといふ事でありますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号10番は決定いたします。

続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触 字八幡田・・・・・・ 地目 畑 面積 910㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 268㎡

同じく・・・・・・ 地目 畑 面積 543㎡

田が1筆で268㎡、畑が2筆で1,453㎡、計3筆で1,721㎡

転用目的 中古車駐車場及び廃車仮置場

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 工場前のスペースを車両展示場として利用するに至り、申請地に中古車及び廃車仮置き場等を新たに設置し利用する為、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年12月20日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。農用地区域除外の折（昨年10月18日）に・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら、よろしいですか。

・・委員 はい、良いです。

議長 先般、説明された通りという事でございますので、よろしいでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号3番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第9号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願い致します。議案第9号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字平・・・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積
392㎡

同じく・・・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積
506㎡ 計 畑が2筆で898㎡

転用目的 雑種地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地は以前宅地でありましたが、永田ダム建設に伴い、昭和58年に今の住所地に移りました。一時的に畑として利用しており登記簿上は畑として登記しましたが、平成9年頃から雑種地として利用しています。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。2月18日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。武生水地区担当の・・です。事務局の説明の通り2月18日に・・さんご本人さんと事務局と現地確認を行いました。申請地は国道の脇に接する所でありまして、元々は家が建っていたそうですが、9頁の写真の通り近所に数件の建物と光風の下の方に接する所でありまして、周辺農地には何ら問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号1番は決定いたします。

続きまして、議案第10号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願い致します。

議案第10号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

勝本町東触 字志野原・・・・の一部 地目 畑 面積 1,319㎡のうち666㎡で、一般住宅の上限500㎡を超えておりますが、法面が172㎡ありますので、有効面積は494㎡になります。

除外目的、宅地及び進入路

申請人、・・・・・・

申請理由、現在、借家に住んでいる為、申請地に新たに居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。担当の・・です。只今、事務局の方から報告がありました通り2月の19日に・・さん、事務局、私で現地の立ち会いを行いました。前々から・・さんにつきましては、借家住まいという事でいずれ新築をしたいという事で土地を探しておられましたけど中々見つからない状況でした。この場所につきましては、奥さんの実家が所有している畑という風になっております。それで浄化槽も設置され周辺はずーと道路に囲まれておりまして、周辺農地への影響は、ほぼないものと思われまますので、よろしくご審議の程お願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10

号の1番は意見を付して回答いたします。

続きまして2番の説明を求めます。

事務局

はい、2番 土地の所在、

芦辺町箱崎中山触 字赤畑・・・・・・ 地目 畑 面積 532㎡

同じく・・・・・・ 地目 畑 面積 542㎡

計、畑が2筆での1,074㎡となり、一般住宅の上限500㎡を超えておりますが、法面が528㎡、進入路が47㎡ありますので、有効面積は499㎡となります。

除外目的、宅地及び進入路

申請人、・・・・・・

申請理由、現在、借家に住んでいる為、申請地に新たに居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。2月19日に・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

はい、今、事務局が説明致しました通りでございますが、19日に立ち会いまして、長男は、本家に住んでおりますが、次男が今度新たに身をかためまして、事務局長が言いました様に団地におりましたけど、家を建てたいということで、申請地を求めた訳でございますが、場所的にも問題はないし陽当たりも良いんじゃないかと思っております。そういう事で皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号2番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第11号「老岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、17頁をお願いします。

議案第11号「老岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

郷ノ浦町柳田触 字柳田・・・・・・ 地目 田 面積 1,417㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 1,800㎡

郷ノ浦町柳田触 字下柳田・・・・・・ 地目 田 面積 944㎡

計 田が3筆で4, 161㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に繁殖牛舎及び育成牛舎、堆肥舎を建築し利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。2月20日に・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 20日の日に事務局と・・さんのお父さん・・さん立ち会いの下に現地を確認致しました。娘さんは今週、農業大学校を卒業の予定であります。親子で、親御さんは、ほぼ肥育の方をされております。娘さんの方が今度は、繁殖をやるという事で、親子で一貫経営をされていきたいという考えであります。周辺の方も異論はないようですので、何ら問題はなかろうかと思っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号の1番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第12号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、21頁をお願いします。議案第12号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度6回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は27件、借手が21人、貸手が25人です。田が52筆で55, 374㎡、畑が19筆で23, 026㎡、合計71筆の78, 400㎡です。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、22頁～24頁に掲載しております。よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第12号も決定いたします。

続きまして、議案第13号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、25頁をお願いします。議案第13号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付しその後 農地基本台帳の整理を行います。

26頁～78頁に農地利用最適化推進委員さん方と農業委員さん方に対象地の現況確認をしていただきました結果を掲載致しております。

今回、非農地と判断されたものは1,570筆で92.97haとなっております。発送先の氏名欄に（調査中）と記載しておりますのは、お亡くなりになってありますので、相続関係者を調査して発送いたします。尚、様式につきましては、本日お配りを致しております内容になります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、皆さん立ち会っておられます。どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号は決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出書について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、79頁をお願い致します。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

石田町石田西触 字大川・・・・・・の一部 地目 田 面積 1,197㎡
のうち775㎡

同じく・・・・・・の一部 地目 田 面積 1,378㎡
のうち1,330㎡

計 田が2筆で2,575㎡のうち2,105㎡

申請人

申請理由 段差のある2筆の農地を1枚にし、農作業の効率化を図る。という事です。

工期は平成30年12月25日～平成31年3月30日までです。

施行者は

位置図、写真は80頁～81頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。